

現代正義論における民主的平等論の法哲学的再検討と その世界正義への規範的含意

A Legal-philosophical Reexamination of Democratic Equality in Contemporary
Theories of Justice and Its Normative Implications for Global Justice

H28助人21

代表研究者 森 悠 一 郎 東京大学 大学院法学政治学研究科 特任講師
Yuichiro Mori Project Lecturer, Graduate Schools for Law and Politics, University of Tokyo

In the field of legal philosophy, there are two main themes: the descriptive theory of law, which is the inquiry into the law as it is, and the theory of justice (or the normative theory of law), which is the inquiry into the law as it ought to be. This research is an attempt to consider some normative implications of so called “democratic equality”, which has come to the fore in the late 90s among egalitarian conceptions of justice, for problems of justice evoked in global level.

In the field of contemporary theories of justice, egalitarian theories of justice has developed in great detail, focusing on the currency of egalitarian justice, that is, in which space (welfare, resources, or capabilities?) we should equalize our goods or resources. In the late 90s, Elizabeth Anderson, the political philosopher in the U.S., made a case against these theories of “distributive egalitarianism”, arguing that the aim of equality is not to realize the equal distribution itself, but to create the social institution in which all individuals are able to interact in reciprocal relations. Since then, the mainstream theories of distributive egalitarianism and Anderson and her followers’ “relational egalitarianism” have been two prominent branches of egalitarian alternatives regarding the controversies over equality.

I have already examined the defensibility of conceptions of justice based on relational egalitarianism. As a result, I have made clear the fact that democratic equality, one of the prominent theories based on relational egalitarianism, has been criticized (by some distributive egalitarians) for having difficulty in applying its theory to the problems of global justice. However, those criticisms have no sufficient ground, and democratic equality is not only able to apply its principles of justice globally, but also to justify more radical remedies than distributive egalitarians do in the name of equality.

研究目的

法哲学においては「法とは何か?」に関わる「法概念論」と、「法はどうあるべきか?」に関わる「正義論」が二大領域をなしている。本研究は正義論の領域における平等主義的正義構想の内で90年代末に台頭してきた「民主的平等論

(democratic equality)」と呼ばれる立場が、グローバルなレベルで喚起されている正義の問題に対しいかなる規範的指針を与え得るかについて検討を試みるものである。

現代正義論の領域において平等主義的正義は、米国の政治哲学者ジョン・ロールズの「正義論 (*A Theory of Justice*)」(1971年)を皮切り

に、アマルティア・センやロナルド・ドゥオーキンといった哲学者によって緻密化され、主として財や資源をいかなる「指標」——厚生か、資源か、潜在能力か？——に基づいて均等分配するかというパラダイムの下で発展してきた。このような「分配的平等論 (distributive egalitarianism)」とも総称される平等論に対しては、90年代末に米国の政治哲学者であるエリザベス・アンダーソンによって、平等の目的は、格差なき配分状態の実現自体にあるのではなく、諸個人が対等な関係性で相互行為ができるような社会制度を構築することにある、という批判が提起されるに至り、今日の英米圏での平等を巡る論争においては、主流派の分配的平等論と、アンダーソンらの提唱する「関係的平等論 (relational egalitarianism)」とが、互いに対抗軸を形成している状況にある。

本研究者は既に、上のような平等論に立ち入り、関係的平等論に依拠する正義構想を考察し、その擁護可能性を吟味した。その結果、関係的平等論の代表的立場である民主的平等論に対して分配的平等論の側から、グローバルな正義の問題への適用の困難性に基づく批判がなされていることが明らかになった。しかし分配的平等論からの批判は、民主的平等論に対する理論内在的な批判とは必ずしもなり得ていなく、民主的平等論からも自己の平等主義的正義をグローバルに適用する余地があり、さらに分配的平等論よりも根本的な是正策を平等の見地から基礎付け得ると考える理由がある。本研究は現代の政治哲学・倫理学での平等論・世界正義論の議論状況に立ち入り、かかる民主的平等論の世界正義における可能性を探究しようとするものであり、法の指導理念を現代の政治哲学・倫理学に求める法哲学のみならず、政府承認の規範的指針にも関わる点で、国際法学の分野の発展にも示唆を与え得ると考える。

概 要

本研究では大きく分けて、(1) 現代の政治哲学・倫理学における世界正義を巡る理論状況、(2) 平等論における「制度主義」を巡る論争状況、(3) 分配的平等論と民主的平等論の間の最新の論争状況を、関連文献の収集・精読を通じて内在的に理解するとともに、かかる理論的検討で得られた知見を、定期的な研究会報告及び学術雑誌への投稿を通じて、広く社会に発信することを試みた。

民主的平等論の世界正義への規範的含意を探求する前提として、(1) 世界正義論一般についての基本問題を理解する必要がある。本研究では、国家体制の国際的正統性問題、世界経済の正義の問題を中心に、そこでの主要争点を確認し、後に(3)で民主的平等論の(分配的平等論と比較した場合の)理論的長短を吟味する際の、整理の視点を抽出することを試みた。

民主的平等論が正義原理の主たる適用対象を社会の基本構造たる制度としており、それに対して分配的平等論の側から「世界政府の存在しない国際社会では、社会全体の協働枠組みを確定する基本構造が存在しないため、自己の平等主義的正義をグローバルに適用することが不可能である」と批判されているが、そもそも(2)かかる「制度主義」概念自体が多義性——構造自体の変革志向、事前調整主義など——を孕んでいる。また、社会の基本構造の中身——強制可能な法制度に限るのか、ソフトな意味秩序までも含むのか？——を巡っても論争がなされている。本研究ではこれらの論争状況に立ち入り、そこで得た知見を元に、民主的平等論が依拠すべき制度主義の理論的内実を彫琢することを試みた。

上記(1)、(2)の考察の上に、本研究では分

配的平等論-民主的平等論間の、とりわけグローバルな正義への適用可能性を巡る最新の論争状況に立ち入った。民主的平等の立場は平等の目的を、民主社会における政治的対等関係性に求めているところ、「民主主義体制を採用することが予定されている国内とは異なり、世界政府が存在し得ない国際社会では正義原理を適用させる余地がない」と分配的平等論の側から批判がされている。そしてそれに対し、平等の目的を格差なき配分状態に求める分配的平等論は、正義を論じるに当たって社会的協働枠組みや民主的政治共同体を前提としないため、自己の平等主義的正義をグローバルに適用するに当たって優位にあるといわれる。しかし民主的平等論は平等の目的を、主体間の抑圧の除去にも求めているところ、かかる要請は国境を越えて妥当し得るため、途上国の人々の窮状の原因が先進国の押し付けるグローバルな政治経済制度にある場合、民主的平等論の立場から、先進国の人々がかかる制度を媒介した途上国の人々に対する加害行為としての抑圧的關係性そのものを是正する責務を、平等の観点から基礎付ける余地がある。(2)で彫琢した制度主義に依拠する民主的平等論が(1)で抽出した諸視点に照らし、世界正義の問題において、そのような根本的な是正策を擁護し得るか否かについて、包括的検討を試みた。

上半期(4月~9月)には主として、上記(1)~(3)についての関連文献の収集・精読作業に取り組んだ。下半期(10月~3月)には、かかる作業で得られた知見を総括した。その成果の一部を本研究者が所属する東京法哲学研究会の5月の定例会で報告するとともに、そこでの討議及び批判をフィードバックして論文を作成し、法哲学系学術雑誌『法哲学年報2016』(日本法哲学会編)に投稿した(8.「本助成金による主な発表論文、著書名」の(2)参照)。また、(2)

の民主的平等論が依拠すべき制度主義の理論的内実の彫琢、(3)の民主的平等論の世界正義における規範的潜在力についての包括的検討の成果の一部は、昨年度2月に提出した本研究者の助教論文の加筆・修正作業においても反映し、本年度中に本学法学部の紀要である『法学協会雑誌』に4回に分けて連載した(8.「本助成金による主な発表論文、著書名」の(1)参照)。

—以下割愛—